

包括外部監査

14 部監査公表第 1 号 (平成 14 年 4 月 15 日付 福岡市公報第 4968 号(別冊)公表)

市税

監査の結果	措置の状況
<p>2 . 固定資産税の課税事務の執行状況について</p> <p>固定資産評価基準によれば、本来田畑山林(調整区域内)の評価は生産力に着目し、耕作及び山林経営を目的とした売買実例価額をもとに評価することになっている。しかし、福岡市の評価は過去 30 年以上ほとんど変更されていない。これは、国及び県が決定し、市に通知してくる基準地価格が上述のように据え置かれたままとなっており、これとの均衡を考慮した結果である。なお、平成 12 年度での福岡県及び福岡市の基準田畑山林の評価額は以下のとおりとなっていた。</p> <p>上記評価方法が手続としては問題ないものであるとしても、本来の評価基準に照らせば、売買実例価格をもとに価格が決定されるべきである。しかし、実際に農業経営を目的とする売買実例価格は福岡市の場合実例が確かめられず、上記の評価結果が妥当であるかどうかについては、確認できなかった。</p>	<p>【措置済 (H15.6.10 通知)】</p> <p>田畑山林の固定資産評価方法については、固定資産の評価の基準並びに評価の方法及び手続である固定資産評価基準の設定が総務大臣の所掌事項であることから、総務省に対し、当該指摘を伝え検討を要望することとした。</p>
<p>土地評価のテスト</p> <p>土地の実地調査では博多区(吉塚三丁目 6 街路 6 筆),東区(箱崎一丁目 5 街路 13 筆,青 葉三丁目 6 街路 10 筆),中央区(白金二丁目 5 街路 8 筆,大名一丁目 6 街路 7 筆)の 5 箇所 28 街路 44 筆を調べた。うち 5 箇所全てで路線価算出表,土地評価調書等との差異があった。価格調査基準日(平成 11 年 1 月 1 日)以降で実態が変わったのもあるが,明らかに価格調査基準日以前から差異があったと思われるものもある。</p>	<p>【措置済 (H16.4.9 通知)】</p> <p>土地評価にかかる実地調査については,平成 15 年度に全筆の土地の地目認定等の調査に着手した。</p>

<p>一部を抽出して実地調査しただけで以下のような差異が見られたことから，他にも 差異があるのではないかとの疑義が生じる。今回の調査範囲内では大きな問題となるような差異はなかったが，評価額が大きく変わる差異が存在する可能性も否定できない。昭和 50 年代と昭和 60 年代には全筆の調査を行ったと聞いているので，段階的にでも同じような全筆の調査を検討する時期ではないかと考える。</p>	
<p>2．固定資産税の課税事務の執行状況について</p> <p>また，現状では，新築家屋調査には地区担当者が一人で出かけることが多いとのことである。評価の妥当性については係内の相互チェックと上席者による承認により担保されている。しかし，一人で調査を実施することには，内部統制上の観点から以下の点で問題があり，複数人による調査を行うことが望ましい。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>家屋の調査体制については，限られた従事職員で対応するため，原則一名体制を維持することとし，客観性を補うための家屋評価担当者の実地研修等の充実を図る。</p>
<p>家屋の評価額計算については，各区役所に設置されたスタンドアロンのパソコンに納められた評価ソフトウェアを用いている。FIRSTシステム及びFLEXシステムではオンライン端末の操作員登録が行われ，一定の接近制限が図られている。しかし当該パソコンへの接近制限については操作員登録がなく，立ち上げ時のパスワードがあるのみで，事実上接近制限がなく，また更新履歴等も残らない。</p> <p>パソコンの設置場所が区役所固定資産税課内であることから，外部からの不正侵入のリスクは小さいと考えられるが，データ改ざんのリスクがないとは言えない。データ改ざんのリスクを軽減するため，何らかの接近制限を図るとともに，更新履歴を残せるようにすることが望ましい。</p>	<p>【措置済（H15.6.10 通知）】</p> <p>家屋の評価額計算システムへの接近制限については，現行の評価システムが家屋評価計算のソフトウェアにすぎず，評価額を決定する手続は別に確保されていることから，外部からのデータ改ざんはできないものと判断している。</p> <p>しかしながら，家屋評価システムを管理する上で接近制限及び更新履歴は必要であり，平成17年度から導入予定のオンラインによる家屋評価システムにおいては設定条件とする方向で進めている。</p>

<p>実地調査にあたり、調査対象の選定は基本的に法人税の申告書を元に行っているが、税務署で収集できる資料は法人税申告書に添付されている固定資産の内訳であり、入手できるのは本社が福岡市にある法人分に限定される。</p> <p>福岡市以外に本社がある法人についてはコストの問題もあり、資料収集が実質的にできないため、福岡は九州の中心として多くの企業の支店、工場が多くあるにもかかわらず、これらについて調査が行われる可能性は低くなってしまふ。</p> <p>土地、家屋では新規や変更があれば現地調査を行っており、理論的には全ての土地家屋は少なくとも一回は調査を受けたことになる。それと比べれば償却資産の実地調査では福岡市外に本社がある事務所、工場は現地調査が行なわれる可能性が低いと見られ、課税の公平性が損なわれる可能性がある。</p>	<p>【措置済（H15.6.10 通知）】</p> <p>市外本店法人の有する償却資産の調査については、市内法人の調査実績をもとに、申告誤りの多い業種や、外観から申告漏れの判断ができる法人等の選定方法を検討し、必要に応じて実地調査を行うことにした。</p> <p>また、これまでの調査実績を踏まえ、特定業種の重点的実地調査を行い、調査拡大を図ることとした。</p>
<p>実地調査は帳簿の確認が主であり、現物の確認は駐車場設備、看板、建設機械等の目視可能資産につき補助的に行っており、資産の実在性の調査は不十分である。簿外資産の有無の調査については殆ど行われていない。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>償却資産の申告漏れの把握・課税調査にあたっては、調査対象件数が膨大であり、限られた人員、期間で対応して行かざるを得ないので、従前より「税務署申告の関係資料調査（法人・個人）」、「重点調査業種への臨戸調査」を実施し、一定の効果を上げている。現状では、この調査方法を継続し、税収向上に努めることが効果的な対応と考える。</p>
<p>3. 法人市民税の課税事務の執行状況について</p> <p>東区役所ではテストを行った58件について未処理で整理番号の記入や処理済印が確認できなかった。担当者からのヒアリングによれば、平成12年度分のうち137件について市のマスターとの照合及び設立・異動届の提出指導が未処理であった。</p>	<p>【措置済（H15.6.10 通知）】</p> <p>東区役所における登記事項調査表と市の事業所マスターとの照合については、未処理となっていた処理を全て行った。また、設立・異動届の提出指導についても、未処理となっていた指導を全て行った。</p>
<p>東区役所では、不申告法人調査カードはファイルされ、電話番号の調査はされてい</p>	<p>【措置済（H15.6.10 通知）】</p> <p>東区役所における不申告調査については、</p>

<p>たものの電話や実地調査による申告指導までには至らず、不申告調査は実質的に未処理であった。</p>	<p>未処理となっていた不申告法人全ての申告指導及び実態調査を行った。</p>
<p>4．個人市民税の課税事務の執行状況について</p> <p>3区（博多、東、中央）の平均処理率は46.9%であり、12月以降は翌年度の課税事務が始まることを考えれば、半数以上が不明のまま当該調査を繰越す結果となっている。</p> <p>12月から翌年度の課税事務が始まることもあり、未処理（調査するも不在・不明）分は翌年度の調査へ繰越されることになっている（但し、3年超分は調査カードを処分）。調査の困難さもあるが、前年までの課税実績状況を踏まえて申告書を送付していることを考えると、さらに未処理件数が減少する方策の検討が必要と考えられる。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>不申告調査については、職業等の実態が掴めていない不申告者に対する臨戸調査等を、平成15年度より各区役所毎に処理目標件数を設定し進めている。</p> <p>また、適正な課税を行うための所得捕捉の方法、特に臨戸調査における聞き取り調査の方法等について、税務署に講師派遣を依頼し、区役所の担当職員全員を対象とした専門研修を実施した。</p>
<p>5．滞納整理及び滞納処分について</p> <p>執行停止を行う基準については、市税滞納整理要綱に示されているが、より明確に定めることで「滞納処分をすることができる財産がない」ことを速やかに判断できれば、滞納整理事務をかなり効率化できると考える。</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>平成15年度に「滞納処分の執行停止事務要領」を作成し、「滞納処分をすることができる財産がない」状況と判断する際の具体的基準を明確にしている。</p>
<p>滞納者の現状把握方法についての工夫に努めるべきである。</p> <p>例えば、法人は複数の区にまたがっている場合が多く、現在は自己の部分だけを各区が管理しており、市役所で一括管理した方が、管理コストが削減できると考えられる。又、高額滞納の管理についても、各区ではなく市役所での専門部署により管理する方が効率的だと思われる。</p>	<p>【措置済（H15.6.10通知）】</p> <p>滞納者の現状把握の体制については、平成14年度より法人関係税目に係る徴収部門を財政局に集約した。また、滞納税額が500万円以上など高額事案の滞納整理事務についても財政局に集約した。</p>
<p>回収の見込みは殆どないと認められるも</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p>

<p>のについても、地方税法第15条の7第1項1号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当する状況と推測されるが、更に、調査の必要があるとして、滞納処分の執行停止はされていなかった滞納者がかなりあることから、平成3年4月作成の『市税滞納整理要綱』の見なおしを検討し、調査内容を具体的に明確にすることも必要ではないかと思われる。</p>	<p>平成15年度に「滞納処分の執行停止事務要領」を策定し、財産調査の判断基準をより明確にして事務効率の向上を図っている。</p> <p>ただし、特に高額滞納分については事案が複雑なため、実態調査及び財産の調査事項も複雑となり、調査基準のみにて単純にその適否が判断できず、適正な執行停止を行うためには更なる調査が必要なケースもある。</p>
--	--

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出される意見

意見	市の見解
<p>1. 固定資産税関係</p> <p>現在、土地及び家屋に係る固定資産税については、法務局からの登記済通知書を重要な課税資料として活用している。しかし、登記済通知書はあくまでも法務局が作成する資料であり、市当局としてはその網羅性を確かめることはできない。通知書には連番が付してあるので、連番管理により受け取った資料の処理状況については管理可能であるが、資料そのものの網羅性、すなわち、登記された事項が漏れなく市役所に通知されているかどうかについては管理不能である。博多区役所では「発行済通知書一覧」で発行番号の連続性を確かめているが、登記済通知書が確かに届いていることを確認するに止まっており、通知件数の検証は行われていない。</p> <p>昨年度、登記済通知書の件数が異常に少ないことに気づき、法務局に申し入れを行ったところ、法務局の通知が一部漏れていたことがあった、とのことであった。</p> <p>このように、課税対象を把握するための重要な資料である登記済通知書についてその件数が市役所サイドで確認できていないのは問題である。総件数のチェック等網羅</p>	<p>登記済通知の確認については、法務局に対し、登記済通知書の通知漏れのないよう要請を行うこととした。</p> <p>なお、法務局との連絡体制の充実強化の観点から、不動産登記データの磁気媒体形式による通知等を、総務省に対し九州都市税務協議会を通じて以前より要望しており、今後も継続して要望していく。【措置済(H15.6.10通知)】</p>

<p>性を確保するための方策を検討する必要がある。</p>	
<p>土地の生産力（数量ベース）が減少しておらず、生産額が増加しているにもかかわらず、土地の評価が一定であることは、結果的に農業経営における固定資産税負担が相対的に減少していることを意味するのではないか。市街地における宅地の評価額は地価の上昇に伴って増加してきた。また、最近の地価下落傾向にもかかわらず、7割評価導入の影響から、宅地に係る税負担は減少していないのが実情である。そのような中で、農地に係る税負担だけが実質的に減少しているのは、課税の公平性の観点から問題があると言わざるを得ない。政策的に農地に係る税負担を小さくするのであれば、評価基準に即した評価を行ったのち、減免等の措置を講ずればよいのではないか。</p> <p>市街地に近接している福重の売買実例価格を評価額と比較したところ、実例価格は評価額の705倍になっていた。これは売買が生産力に基づく評価ではなく宅地化を前提とした価格で行われているためではないかと推測される。実際は宅地並で取引される可能性の高い土地の評価が、生産力農地として過去の慣例にならって評価されていく現在の方法について見直しをする必要があるのか、総務省への働きかけも含め検討されたい。</p>	<p>田畑山林の固定資産評価方法については、固定資産の評価の基準及び評価の方法が総務大臣の所掌事項であることから、総務省に対し、当該指摘を伝え検討を要望することとした。【措置済（H15.6.10通知）】</p>
<p>評価資料カードとして入手した資料は建築確認申請のデータであり、実際には建築されない、あるいは長期間凍結されるものがある。閲覧した評価資料カードの中にはカードが作成されてから数年を経過しているものもあった。</p> <p>このような物件については通覧など、他の異動状況把握手段でも対応できると考</p>	<p>家屋評価資料カードの取扱いについては、保存期間を5年間と定め、事務処理要領を改め、関係所属に周知を行った。【措置済（H16.4.9通知）】</p>

<p>えられるので、長期間経過し有効でないと判断された場合は、基準を定めて別保管、破棄を決める等、適切な処理が必要と思われる。</p>	
<p>生活保護者に係る減免のうち、継続して減免申請している者は保健福祉局生活保護課に照会して生活保護の受給状況を確認している。しかし、新規の生活保護減免申請がない場合、新たに生活保護を受けた者の情報は税務担当課にはもたらされていない。固定資産税が滞納になり、滞納整理を行う段階で生活保護受給者であることが判明し、減免の手続を行っている状況とのことである。</p> <p>税務当局にとっては、課税の段階で減免の手続がとられていれば、少なくとも督促から滞納整理に係る事務を省略できるはずである。守秘義務との関係で一概に結論を述べることはできないものの、保健福祉局等他の部署との横の連携を保ち、情報を入手することで、事務手続の効率化を図ることができるものとする。</p>	<p>生活保護者に係る固定資産税の減免については、生活保護受給者からの申請が必要である旨を生活保護担当職員に対し周知徹底することとした。</p> <p>なお、生活保護受給者の情報は、守秘義務の観点から税務担当者が入手することはできない。【措置済(H15.6.10通知)】</p>
<p>償却資産の課税客体調査にあたっては、法人税申告書による資料収集を行う以外、効率的な調査方法がないのが現状である。しかし、その資料収集については、監査結果で述べたように福岡市以外に本社がある法人について調査が行われぬ可能性が高い。また、実際の資料収集にあたっては、法人税申告書を閲覧した上で必要なデータを収集することになり事務処理に手間がかかる。</p> <p>そこで、例えば、法人税の申告書提出時に、償却資産にかかる資料収集のための付表を同時に提出してもらい、それを税務署から回付してもらうようにすれば、上述のような問題点の解決にかなり効果が期待できるのではないかと考える。</p> <p>法人税法、所得税法と地方税法の違いもあ</p>	<p>償却資産の課税客体調査にかかる国税当局との連携については、過去にも国税の確定申告時に償却資産要の付表を同時に提出してもらえるよう国に要望しているところである。これについては、国の所管事項であることから、総務省に対し引き続き要望をしていくこととした。【措置済(H15.6.10通知)】</p>

<p>り、実際には法改正等が必要になる事項であろうが、これは単に福岡市だけに限った問題ではなく、全国の市町村に共通する問題である。また、納税者にとってはいずれも同じ「税金」であり、法律や所轄官庁の違いにかかわらず、公平、かつ効率的な課税に役立つのであれば、国や県との間で効率的な事務執行のための調整が進められることは歓迎されるのではないだろうか。関係各所で積極的な調整が進められることを期待したい。</p>	
<p>3. 法人市民税関係</p> <p>設立申告に係る処理の一つとして法務局の登記申請書から登記事項調査表を月に一度写し取り、市のデータと照合するという手続きを行うが、現在のところこの作業は手書きで移記することとなっている。平成12年のデータによれば、新規設立法人数は年間で1,362件にのぼり、単純平均でみると月に約110件となる。各区役所交代で行うとはいうものの煩雑な作業である。効率化の観点からは法務局との連携を図り、データで受け取ることを検討すべきであると考え。会社の設立登記は公示主義にもとづくものであり本来は公示が原則であるはずだから、法務局からデータで受け取ったとしても何ら問題はないと思われる。</p>	<p>商業登記情報の収集に関する法務局との連携については、法務局と協議を行い、磁気媒体形式による情報の提供を求めたが、不動産登記情報とは異なり、法務局に商業登記情報を市町村へ通知する義務がないことから通知を行わない旨回答を受けた。そこで、制度を所掌している総務省に対し、当該指摘を伝え検討を要望することとした。【措置済(H15.6.10通知)】</p>
<p>また、現在各区役所の法人市民税の担当者数は区毎にばらつきがあり、法人市民税の担当者が一人の区にあっては他業務を兼務している状況もあり、区毎の事務の遂行度に差異が生じている事例が見受けられた。公平な課税の推進という見地から、調査事務を的確に遂行し、かつ法人市民税に係る高度な専門性を確保するために職員配置を各区に分散させず、専門部署に一本化することが効率的ではないかと</p>	<p>法人市民税関係業務の体制については、事務の専門化・効率化を図るために、平成14年度機構整備において法人関係税目(法人市民税、事業所税、入湯税、市たばこ税)に係る賦課徴収部門を区役所から集約し、法人課税課及び法人納税課を新設した。【措置済(H15.6.10通知)】</p>

<p>考えられる。</p>	
<p>個人市民税は所得税同様、個人の所得に対して課税するものであり、現に市民税の課税データとして年末調整の結果である給与支払報告書や所得税確定申告書の写しが多く利用されているところである。</p> <p>このように、課税データに関する資料・情報の収集・交換については、税務署との連携が図られているが、納税義務者の捕捉調査、納税通知書の不着調査、不申告調査等の各調査については、国と地方公共団体という組織の違いもあって、各々で調査を実施し、調査に係る資料・情報交換がないなど、連携がほとんどとれていない状況である。効率的な課税事務を行うためにも、さらに税務署等との協力・連携体制の推進が図れるように法改正も含めて検討すべきと考える。</p>	<p>納税義務者の補足調査，納税通知書の不着調査，不申告調査等の各調査についての税務署等との協力・連携体制の推進については，制度を所掌する総務省に対し，当該指摘を伝え検討を要望することとした。【措置済（H15.6.10通知）】</p>